

「生命科学・医学系研究に関する情報公開文書」

研究機関名：東北医科薬科大学病院

受付番号	2024-2-097
倫理審査（初回審査）	2025 年 3 月 19 日
研究課題名	冠動脈バイパス術におけるグラフト選択に関する RCT 後の長期遠隔調査
研究の対象	すでに終了している平成 15 年度厚生労働省科学研究費補助金・効果的医療技術の確立推進臨床研究業に採択された「冠動脈バイパス術におけるグラフト選択に関する多施設共同研究(主任研究者 田林暁一)」に参加された方。
研究の目的・方法	冠動脈バイパス手術における介入試験(多施設共同・無作為割付・並行群間比較試験)後の長期遠隔調査を行うことで長期開存性やグラフト採取に伴う遠隔期合併症を含めた長期予後改善のために最適なグラフト選択に関して、本邦における臨床的エビデンスを蓄積し、多くの虚血性心疾患患者の利益につながることを目的とする。
研究期間	2025 年 3 月 28 日 ～ 2026 年 3 月 31 日
試料・情報の利用または提供開始予定日	2025 年 3 月 28 日 ～ 2025 年 9 月 30 日
調査データ該当期間	2025 年 3 月 28 日 ～ 2025 年 9 月 30 日
研究に用いる試料・情報の種類	診療録の記載、検査値、病歴、治療歴、内服薬、副作用等の発生状況
東北医科薬科大学から共同研究機関への試料・情報の提供	該当なし
共同研究機関から東北医科薬科大学への試料・情報の提供	東北医科薬科大学への情報提供を行う際は、郵便書留を利用して情報を提供します。
試料・情報の提供を行う機関の名称及びその長の氏名	市立旭川病院 病院長 石井良直 東北大学病院 病院長 張替秀郎 福島県立医科大学病院 病院長 竹石恭知 東京大学医学部附属病院 病院長 田中栄 九州大学大学院医学研究院 研究院長 須藤信行

提供する試料・情報の取得の方法	・「冠動脈バイパス術におけるグラフト選択に関する多施設共同研究（主任研究者 田林暁一）」を実施する過程で取得されたものです。 ・過去の診療の過程で取得されたものです。
研究代表者名及び所属研究機関名	東北医科薬科大学医学部心臓血管外科学 川本 俊輔
研究組織	本学の研究責任者： 東北医科薬科大学医学部心臓血管外科学 川本 俊輔 共同研究機関 市立旭川病院 胸部外科 副院長 村上達哉 東北大学病院 心臓血管外科 教授・科長 齋木佳克 福島県立医科大学病院 心臓血管外科 教授 今坂堅一 東京大学医学部附属病院 心臓外科 教授 小野稔 九州大学大学院医学研究院 循環器外科 教授 塩瀬明
お問い合わせ先	本研究に関するご質問等がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することができますのでお申し出ください。 また、情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申し出ください。なお、お申し出による不利益が生じることはありません。ただし、すでにこの研究の結果が論文などで公表されている場合には、提供していただいた情報に基づくデータを結果から取り除くことが出来ない場合があります。なお公表される結果には、特定の個人が識別できる情報は含まれません。 【照会先及び研究への利用を拒否する場合の連絡先】 〒981-8558 宮城県仙台市宮城野区福室 1 丁目 12 番 1 号 TEL：022-259-1221 研究責任者：東北医科薬科大学病院 心臓血管外科 川本俊輔 担 当 者：東北医科薬科大学病院 心臓血管外科 太田和寛

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：上記「お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<個人情報保護法第 21 条>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

当院が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、当院の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。診療情報に関する保有個人情報については、東北医科薬科大学病院 医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「個人情報保護方針」をご覧ください。

【東北医科薬科大学病院 個人情報、患者さんの権利】

https://www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/about/privacy_policy.html

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<個人情報保護法第 33 条>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合